

ポイント 繰延資産とはその支出の効果が数年以上にわたるものをいいます。

A8 商法では創立費・開業費・開発費・試験研究費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金・建設利息の8種類が決められており、これらの費用はその支出の効果が将来にわたって及ぶために繰延資産として計上されて5年間（又は3年間）で均等償却されます。

法人税法では上記8項目以外に支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものとして税法独自の繰延資産を定めている。

- ・ 自己が便益を受けるための公共的施設又は共同的施設の設置又は改良に関する費用
- ・ 資産を賃借し又は使用するための権利金・立退料・その他の費用
- ・ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ・ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

この税法独自の繰延資産の表示は商法上、「投資その他の資産」の中の長期前払費用として計上するようになっています。

商法上の繰延資産	創立費	開業費	開発費	試験研究費
	新株発行費	社債発行費	社債発行差金	建設利息
税務上の繰延資産	<ul style="list-style-type: none">・ 公共的施設又は共同的施設の設置又は改良に関する費用・ 資産を賃借し又は使用するための権利金等・ 役務の提供を受けるために支出する権利金等・ 広告宣伝の用に供する資産を贈与したことによる費用			